

『新・公務員人事の法律問題』

訂 正 表

(平成30年7月)

1 正誤表

頁	行	誤	正
132	12	「育児休業」は、	「育児時間」は、
184	3	市は、	国は、

2 原文補正

頁	行	原文	原文補正
63	8	同法第 21 条第 6 項	同法第 21 条〔第 22 条の誤り〕第 6 項

3 法令等の改正による訂正

頁	訂正内容
ii	目次中設問 10 を次のように改める。 「〔期間業務職員〕 10 雇用を更新された期間業務職員の期間満了により雇用を打ち切ることができるか。」
27	5 行目「(5)の 2 内閣危機管理監」の次に「及び内閣情報通信政策監」を加える。
”	6 行目「(5)の 3」を「(5)の 4」とし、5 号の 2 の次に次の一号を加える。 「(5)の 3 国家安全保障局長」
”	9 行目 7 号の 2 の次に次の一号を加える。 「(7)の 3 大臣補佐官」
27・28	27 頁下から 1 行目及び 28 頁 1 行目「第 39 条」を「第 41 条」に、27 頁下から 1 行目「第 4 条第 24 号」を「第 4 条第 1 項第 24 号」に改める。
28	3 行目「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
”	下から 6 行目「すべて」を「全て」に改める。
29	1 行目を削り、2 行目「(1)の 3」を「(1)の 2」とする。
”	8 行目 3 号中「の職」の下に「（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。 「(3)の 2 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職」

頁	訂 正 内 容
41・42	<p>「2 地方公務員の法制」を次のように改める。</p> <p>「地方公務員についても、人事委員会を置く地方公共団体においては、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するときは、又は任用候補者名簿がないときは、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で、臨時的任用を行うことができる（地公法22条の3第1項）。また、人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。更新と再度の更新の禁止については、国家公務員と同様である（同法同条4項）（注4）。</p> <p>臨時的任用が、正式任用に際して、優先権を与えるものでないこと（同法同条5項）、地公法の適用されること（同法同条6項）、定年制を含む分限に関する規定及び分限処分に関する不服申立ての規定の適用されないこと（同法28条の2第4項、29条の2）（注5、6）は、国家公務員と同様である。」</p> <p style="text-align: right;">※平29法29による改正/施行期日：H32.4.1</p>
43	<p>15行目「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改める。</p>

頁	訂 正 内 容
45	<p>(注4) 【地方公務員法】を次のように改める。 (臨時的任用)</p> <p>22 条の3 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿(第21条の4第4項において読み替えて準用する第21条第1項に規定する昇任候補者名簿を含む。)がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。</p> <p>2 前項の場合において、人事委員会は、臨時的に任用される者の資格要件を定めることができる。</p> <p>3 人事委員会は、前2項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。</p> <p>4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。</p> <p>5 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、臨時的に任用された職員に対しては、この法律を適用する。</p> <p style="text-align: right;">※平 29 法 29 による改正/施行期日：H32.4.1</p>

頁	訂 正 内 容
46	9 行目「左に」を「次に」に、11 行目「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」に改める。
47	下から 5 行目「によって」を「により」に改める。
48	7 行目「にあっては」を「には」に改める。
”	下から 12 行目「第 22 条第 2 項から第 5 項まで」を「第 22 条の 3 第 1 項から第 4 項まで」に改める。
”	下から 8 行目「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。
49	下から 2 行目「第 22 条第 2 項から第 5 項まで」を「第 22 条の 3 第 1 項から第 4 項まで」に改める。
58	9 行目を次のように改める。 「(1) 3 年以内に廃止される予定の官職（次号及び第 3 号に掲げる官職を除く。） その廃止されるまでの期間」
”	10～15 行目 2 号の次に次の一号を加える。 「(3) 規則 15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第 22 条第 1 項第 6 号及び第 7 号の休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする官職のうち、昇任等の方法により補充することが困難である官職 当該職員の出産予定日(当該職員の出産の日以後に当該官職に採用しようとする場合にあっては、出産の日)の翌日から 8 週間を経過する日までの期間」
59	6 行目「第 10 条」を「第 10 条第 1 項」に改め、9 行目「かながみ」を「鑑み」に改める。
60	11 行目「(昭和 29 年法律第 165 号)」を削る。
62～67	設問 10 を 7 頁以下のように改める。
77	4 行目「(同法 8 条 5 項)」を「(同法 8 条 6 項)」とする。
93	1 行目「(勤務時間法第 6 条第 1 項に規定する週休日をいう。以下同じ。)」を削る。
”	下から 6 行目(注 2) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用についての最終改正を「平 30・3・16 職職 - 53」に改める。
99	下から 8 行目「第 6 条第 1 項」の下に「若しくは第 4 項」を加え、下から 6 行目「若しくは第 3 項」を「から第 4 項まで」に改める。
100	9 行目「(休日)」を「(第 13 条の 2 第 1 項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

頁	訂 正 内 容
106	下から5行目「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。
112	13行目「勤務時間法第6条第3項」の下に「又は第4項」を加える。
116	<p>2～10行目を次のように改める。</p> <p>「介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事院規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう）の介護をするため、各省各庁の長が、人事院規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇である。介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とされる（勤務時間法20条、6条4項1号、人規15-14第23条）。</p> <p>介護休暇は1日又は1時間単位で与えられ、勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額が減額される（同法同条3項、同規則23条の2）。」</p>
”	<p>「(4) 介護休暇」の下に「(5) 介護時間」を加える。</p> <p>「(5) 介護時間</p> <p>介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇であって（勤務時間法20条の2第1項）、各省各庁の長の承認を受けなければならない（同法21条）。</p> <p>介護時間の時間は、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とされる（同法20条の2第2項）。</p> <p>介護時間は30分単位で与えられ、勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額が減額される（同法同条3項、人規15-14第23条の3）。」</p>
126	13行目「第16「1(2)」」を「第18「1(2)」」に改める。

頁	訂 正 内 容
128	<p>「2 (1) 」を次のように改める。</p> <p>「 (1) 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事院規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう）の介護をするため、各省各庁の長が、人事院規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇であって（同法20条1項）、各省各庁の長の承認を受けなければならない（同法21条）。」</p>
129	<p>「2 (2) 」を次のように改める。</p> <p>「 (2) 要介護者とは、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等人事院が定める者である（同法20条1項、6条4項1号、人規15-14第4条の5第1項）。</p> <p>これらの者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められることが必要である（同法同条同項、同規則23条1項）。」</p>
”	<p>「2 (3) 」を次のように改める。</p> <p>「 (3) 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とし、その単位は、1日又は1時間とされる（同法同条2項、同規則同条2～7項、23条の2）。</p> <p>介護休暇については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当りの給与額が減額される（同法同条3項）。」</p>
”	<p>「2 (3) 」の下に「2 (4) 」を加える。</p> <p>「 (4) 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇であって（同法20条の2第1項）、各省各庁の長の承認を受けなければならない（同法21条）。</p> <p>介護時間の時間は、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とし、その単位は、30分とされる（同法20条の2第2項、同規則23条の3）。</p> <p>介護時間については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当りの給与額が減額される（同法同条3項）。」</p>

頁	訂 正 内 容
129	14 行目「(同法 61 条 7 項)」を「(同法 61 条 6 項)」とする。
146・147	<p>146 頁 18 行目以下を次のように改める。</p> <p>「(1) 当該職員の能力評価又は業績評価の全体評語(人事評価政令第 9 条第 3 項 (人事評価政令第 14 条において準用する場合を含む。)に規定する確認が行われた人事評価政令第 6 条第 1 項に規定する全体評語をいう。次条第 1 項において同じ。)が最下位の段階である場合</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、当該職員の勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績がよくないと認められる場合</p> <p>2 法第 34 条第 1 項第 6 号に規定する幹部職員 (以下単に「幹部職員」という) は、前項の規定による場合のほか、法第 61 条の 2 第 1 項に規定する適格性審査において現官職(当該幹部職員が現に任命されている官職をいう。次条において同じ。)に係る標準職務遂行能力 (法第 34 条第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力をいう。) を有することが確認されなかつたときには、法第 78 条第 1 号の規定により降任させ、又は免職することができる。</p> <p>3～5 〔省略〕</p>
148	5 行目「第 7 条 2 項」を「第 7 条 3 項」とする。
164	15、16 行目「第 7 条 4 項」を「第 7 条 5 項」とする。
233	3 行目 (注 1) 懲戒処分の指針についての最終改正を「平 28・9・30 職審 - 231」に改める。
236	<p>懲戒処分の指針「1 一般服務関係」中(8)を次のように改める。</p> <p>「(8) 秘密漏えい</p> <p>ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。</p> <p>イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。」</p>

頁	訂 正 内 容
239	<p>懲戒処分の指針「3 公務外非行関係」中(6)、(10)、(12)及び(13)を次のように改め、(14)を加える。</p> <p>「(6) 横領 ア 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。 イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告とする。」</p> <p>「(10) 麻薬等の所持等 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。」</p> <p>「(12) 淫行 1 8歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、免職又は停職とする。</p> <p>(13) 痴漢行為 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員は、停職又は減給とする。</p> <p>(14) 盗撮行為 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員は、停職又は減給とする。」</p>
310	3行目(注3) 人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)の運用についての最終改正を「平28・12・1 職職-272」に改める。
”	下から3行目「個人間や男女間」を「個人間」に改める。
312	<p>「一 職場内外で起きやすいもの」(1)イ②の下に③を加える。 「③ 性的指向や性自認をからかひやいじめの対象とすること。」</p>
335	6行目(12)中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
336	<p>9、10行目「指定都市の区」及び「又は区」の下に「若しくは総合区」を加える。 ※平26法42による改正/施行期日：H28.4.1</p>
362	下から4行目「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「10万円」を「100万円」に改める。
367	下から1行目「教育長及び」を削る。

頁	訂 正 内 容
368	4～6 行目「（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第 23 条第 2 項を除き、以下同じ。）」を削る。
369	3 行目（注 3）人事院規則 14 - 8（営利企業の役員等との兼業）の運用についての最終改正を「平 26・9・30 職審 - 295」に改める。

頁	訂 正 内 容
369・370	<p>人事院規則 14 - 8 (営利企業の役員等との兼業) の運用についての第 1 項関係中 4 及び 5 を次のように改める。</p> <p>「4 前項の場合における次の各号に掲げる事業の経営が当該各号に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営に当たるものとして取り扱うものとする。</p> <p>一 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等 大規模に経営され客観的に営利を主目的とすると判断される場合</p> <p>二 不動産又は駐車場の賃貸 次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が 5 棟以上であること。</p> <p>ロ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一部の部分の数が 10 室以上であること。</p> <p>ハ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が 10 件以上であること。</p> <p>ニ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。</p> <p>ホ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。</p> <p>(2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。</p> <p>ロ 駐車台数が 10 台以上であること。</p> <p>(3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額 (これらを併せて行つている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額) が年額 500 万円以上である場合</p> <p>(4) (1)又は(2)に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合</p> <p>三 太陽光電気 (太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。) の販売 販売に係る太陽光発電設備の定格出力が 10 キロワット以上である場合</p> <p>5 「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。</p> <p>(1) 職員の官職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。</p> <p>(2) 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。</p> <p>(3) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。</p> <p>二 太陽光電気の販売に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。</p> <p>(1) 職員の官職と承認に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。</p> <p>(2) 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。</p> <p>(3) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。</p> <p>三 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。</p> <p>(1) 職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。</p> <p>(2) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。</p> <p>(3) 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。</p> <p>(4) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。」</p>

頁	訂 正 内 容
384	13 行目教育公務員特例法 21 条 2 項中「、教育公務員」の下に「（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）」を加える。